

「こども性暴力防止法」の施行に伴う留意点について

「こども性暴力防止法」が

令和8（2026）年12月25日にスタートします。

～実習生も性犯罪前科の有無の確認が求められる可能性があります～

こども性暴力防止法（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律）の施行により、令和8（2026）年12月25日より、学校、保育所、学習塾など、こどもに対して教育・保育等を行う事業者には、性暴力を防ぐための取組が求められます。

これらの事業者において実習等を行う実習生（例：教育実習生、インターンシップ、ボランティア活動等）についても性犯罪前科の有無の確認が求められる場合がありますので、留意点をお知らせします。

【事業者求められる取組】

- 日頃から、こどもを性暴力から守る環境づくりを進めます。
- こどもと接する業務に就く人に、性犯罪前科の有無を確認します。
- 性暴力のおそれがある場合は、こどもと接する業務に就かせないようにします。

【実習生に関する留意点】

1. 実習計画において、こどもと一対一になることが実習上予定されている、実習期間が相当長期にわたるなど、実習生がこどもに対して支配性、継続性及び閉鎖性を有する実習であると判断された場合、性犯罪前科の有無の確認が必要となる場合があります。なお、性犯罪前科の有無の確認が必要かについて最終的な判断は実習先の事業者が行います。
2. 性犯罪前科の有無の確認が必要であると判断された場合、実習生本人よりこども家庭庁へ戸籍等の提出が必要となります。
3. 性犯罪前科があると確認された者は、こどもと接する実習はできないこととなります。
4. 教職課程履修者および履修を希望する学生は、実習を行う蓋然性が高くなった段階で、適切な時期に性犯罪前科の確認に関する同意書、性犯罪前科がない旨の誓約書の提出が求められます。
5. 性犯罪前科がある場合、実習ができないことにより教員免許状の取得ができなくなる可能性があります。

【本学に出願（入学）される皆様へ】

本学にて教員免許状の取得を希望される方は、上記内容を十分にご理解のうえ、ご出願・ご入学をご検討ください。

【参考】

制度の詳細は、こちらをご覧ください。

・こども家庭庁HP「こども性暴力防止法（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律）」

リンク：<https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety/efforts/koseibouhou>

お問い合わせ先

学生支援部学務課

E-mail：gakumu-ka@seisen-u.ac.jp